

小値賀町地域活性化起業人 募集要領

小値賀町では、未来につながる持続可能なまちづくりを目指しています。そこで、総務省の地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)を活用し、第5次小値賀町総合計画に沿った各種事業のうち、観光事業の推進をご支援ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

1 事業概要

本町と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえ、当該企業の社員(三大都市圏内に本社を有する企業の場合は、地方の支店等の社員も可)を派遣していただきます。派遣された社員は、本町において、そのノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

2 業務募集内容

観光振興、観光誘客対策、観光地域づくり法人設立等に関する業務

3 募集定員

1名

4 業務期間

6カ月以上3年以内(ただし、令和9(2027)年度以降は、予算成立を条件とします。)

5 受入年度

令和8(2026)年度以降

(受入れの開始月日は、協議のうえ決定します。)

6 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、町が企業に対し年額590万円(社員1人当たり)を限度として負担します。(派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。千円未満の端数切り捨て。)

7 協定書案

別添1のとおり。

8 募集締切

令和8年3月24日(火) 17時まで

9 申込手続

別添2の申込書により、メール又はFAXで送信してください。また、送信した旨の電話連絡を併せてお願いいたします。

10 選考方法

申込書による書類審査を実施後、面接審査(WEB可)を行います。

11 その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、地域活性化起業人制度推進要綱(別添3参照)の定めるところによります。

12 申込み・問合せ先

小値賀町役場 産業振興課商工・観光係

(〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1)

TEL:0959-56-3111／FAX:0959-56-4185

E-mail: sangyo@town.ojika.lg.jp